（前のページより続き）

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行に伴い関係する告示を改正する件（同七六〇～七六五）　三七
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同七六六）　三八
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同七六七）　三九
○航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する件（同七六八）　四〇
○旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（同七六九）　四一
○道路に関する件
（関東地方整備局二四〇）　四一
○道路に関する件
（中部地方整備局一二九～一三二）　四一
○道路に関する件
（近畿地方整備局一四〇）　四三
○道路に関する件
（中国地方整備局八七）　四三

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十三年度平成二十四年四月分）、（平成二十四年度平成二十四年四月分）（財務省）　四三

本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　大臣官房に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

2　総合政策局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三六条関係）

二　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（内閣府本府）

1　別表第一の七の項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二三年法律第五四号）の施行の日（平成二四年七月一日）から施行することとした。

◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七七号）（国土交通省）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二四年法律第二六号）の施行期日は、平成二四年七月一日とすることとした。

◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一七八号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設は、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等とすることとした。（第六条関係）

二　都市公園法施行令の一部改正関係

都市公園の占用物件として、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等を追加することとした。（第一二条関係）

三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、退避経路協定、退避施設協定及び管理協定に係る承継効に関する規定を追加することとした。（第三条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとすることとした。（第八六条関係）

五　この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年七月一日）から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（国土交通省）

1　船舶に使用する燃料油の品質について特別の基準を定める海域として北米海域を追加することとした。（第一一条の一〇関係）

2　この政令は、平成二四年八月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、アキシチニブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。